

別添 3

家畜飼料特別支援資金融通事業

第 1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、公益社団法人中央畜産会（昭和 30 年 12 月 1 日に社団法人中央畜産会という名称で設立された法人をいう。以下「中央畜産会」という。）とする。

第 2 事業の内容

この事業の内容は、中央畜産会が行う以下の事業とする。

1 家畜飼料特別支援事業

- (1) 配合飼料価格が上昇し、畜産経営の経営努力を踏まえても、生産費が収益を上回るような水準となった場合、畜産経営に対し飼料購入に必要な家畜飼料特別支援資金（以下「飼料支援資金」という。）を第 3 の 4 の (1) のカの規定に基づく貸付条件により融通した融資機関に対し、利子補給を行うこと。
- (2) 配合飼料価格が上昇し、畜産経営の経営努力を踏まえても、生産費が収益を上回るような水準となった場合において、指定団体等（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和 40 年法律第 112 号）第 5 条に規定する生乳生産者団体（以下「指定団体」という。）並びにその直接又は間接の構成員である農業協同組合又は農業協同組合連合会をいう。以下同じ）が、指定団体に生乳の販売を委託する生産者に対し支援を実施するため必要となる資金について、第 3 の 4 の (1) のカの規定に基づく貸付条件により指定団体等に融通した融資機関に対し、利子補給を行うこと。
- (3) (1) 及び (2) の事業の円滑な実施を図るために必要な調査、指導等を行うこと。

2 家畜飼料債務保証円滑化対策事業

- (1) 農業信用保証保険法（昭和 36 年法律第 204 号）に基づき設立された農業信用基金協会（以下「基金協会」という。ただし、融資機関との間において締結する債務保証契約において、毎年度、基金協会が負担する飼料支援資金に係る求償権（生産振興総合対策事業実施要領（平成 14 年 4 月 15 日付け 13 生産第 10200 号農林水産省生産局長通知）第 9 の II の 4 の畜産経営維持安定特別対策事業（以下「畜産経営維持安定特別対策事業」

という。)により、飼料支援資金の保証債務の弁済に係る補助金の交付を受けた求償権を除く。)の償却額の10%に相当する金額を融資機関に拋出させることを定めているものとする。)に対し、飼料支援資金に係る保証債務の弁済に伴う損失の一部を補填するために家畜飼料債務保証円滑化資金(以下「飼料円滑化資金」という。)を交付すること。

(2) 飼料支援資金について、家畜飼料債務保証円滑化対策事業及び畜産経営維持安定特別対策事業に基づく基金協会からの代位弁済を受けた融資機関に対し、当該融資に伴う損失の一部を補填するために、飼料円滑化資金を交付すること。

(3) この事業の実施に係る調査その他の事務を行うこと。

第3 事業の実施

1 実施要領の作成

中央畜産会は、この事業の実施に当たっては、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取扱い、補助金の交付手続等を定めた実施要領を作成し、理事長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 家畜飼料特別支援事業

畜産経営生産性向上計画の作成等

(1) 飼料支援資金の借入れを希望する畜産経営者及び指定団体等(以下「借入希望者」という。)のうち畜産経営者にあつては別紙様式第1号-1の畜産経営生産性向上計画を、指定団体等にあつては別紙様式第1号-2の指定団体等生産性向上計画(以下「生産性向上計画」という。)を作成し、融資機関に提出するものとする。

畜産経営生産性向上計画は、経営収支計画、生産性向上のための具体的な取組みを示した生産性向上対策実施計画、借入計画及び償還計画から成るものとし、指定団体等生産性向上計画は、組合員支援の内容、借入計画及び償還計画から成るものとする。

なお、指定団体等は、生産性向上計画の作成に当たっては、同一地域内の指定団体等と調整を図るものとする。

(2) 融資機関は、借入希望者から生産性向上計画が提出されたときは、当該生産性向上計画の内容を検討の上、生産性向上計画の妥当性及び償還可能性等に関する意見を付して、都道府県知事に提出するものとする。

- (3) 都道府県知事は、融資機関から生産性向上計画が提出されたときは、(2)により融資機関から提出された意見書の内容を十分考慮してこれを審査するものとする。
- (4) 都道府県知事は、(3)の審査の結果、妥当と認められる場合は、生産性向上計画の承認を行うものとする。なお、承認に当たって、理事長に協議することができるものとする。また、都道府県知事は、当該生産性向上計画を承認したときは、速やかに承認状況を中央畜産会に報告するものとする。
- (5) 都道府県知事は、(4)の承認を行った場合は、速やかに融資機関に通知するものとする。また、特に生産性向上計画のうち、指定団体等生産性向上計画の承認を行った場合は、融資機関に加え、速やかに理事長へ報告すること。
- (6) 融資機関は、(5)の通知を受けた場合は、承認を受けた生産性向上計画に係る借入希望者に対して飼料支援資金を融通するものとする。
- (7) 融資機関は、飼料支援資金の貸付実行後速やかに都道府県知事及び中央畜産会に飼料支援資金を借り入れた者（以下「借入者」という。）、貸付額、貸付利率、償還予定日、利子補給金の予定額等を通知するものとする。
- (8) 飼料支援資金を貸し付けた融資機関は、都道府県知事の確認を得て、中央畜産会に利子補給金の交付の請求を行うものとし、中央畜産会は、当該融資機関に対し、利子補給金を交付するものとする。
- (9) (2)から(8)について、借入希望者が指定団体の場合、都道府県知事を理事長に読み代えるものとし、理事長は指定団体等生産性向上計画を承認後、関係する都道府県知事にその旨を通知する。
- (10) 借入者は、(4)の都道府県知事の承認又は(9)の理事長の承認を受けた生産性向上計画につき、当該生産性向上計画の内容を変更する場合は、変更後の生産性向上計画を融資機関を通じて都道府県知事に提出し、承認を受けるものとする。ただし、軽微な変更にあつてはこの限りではない。
- (11) 融資機関は、(10)により生産性向上計画の提出を受けたときは、(2)の規定に準じて都道府県知事に提出するものとする。
- (12) 都道府県知事は、(11)により生産性向上計画の提出を受けたときは、(3)及び(4)の規定に準じて承認を行うものとする。

ただし、(4)の理事長への協議は要しない。また、承認した旨を速やかに融資機関に通知するとともに、中央畜産会に報告するものとする。

(13) 融資機関は、(12)の通知を受けた場合であって、償還予定日及び利子補給金の予定額等に変更が生じる場合は、中央畜産会にその内容を速やかに通知するものとする。

3 家畜飼料債務保証円滑化対策事業

(1) 飼料円滑化資金の交付

ア 基金協会は、融資機関に対して飼料支援資金に係る保証債務(4の(2)のアの(ウ)に規定する額の保証債務をいう。以下同じ。)を弁済しようとする場合には、別紙様式第2号の家畜飼料債務保証円滑化対策事業に係る代位弁済承認申請書を作成し、あらかじめ都道府県知事と協議の上、中央畜産会に提出し、承認を受けるものとする。ただし、畜産経営維持安定特別対策事業により、飼料支援資金の保証債務の弁済に係る補助金の交付を受けた(見込みを含む。)保証債務にあつては、別紙様式第2号の家畜飼料債務保証円滑化対策事業に係る代位弁済承認申請書の提出を省略することができる。

イ 中央畜産会は、基金協会が融資機関に対し飼料支援資金に係る保証債務の弁済をした場合には、基金協会にあつては、当該弁済額(当該保証債務に係る独立行政法人農林漁業信用基金(以下「信用基金」という。)からの保険金受領額又はその予定額を除く。)(以下「弁済額」という。)に4分の1を乗じて得た額を限度として、また、融資機関にあつては家畜飼料債務保証円滑化対策事業又は畜産経営維持安定特別対策事業に基づく飼料支援資金に係る基金協会の保証債務の弁済時における元本、利息及びこれらの遅延損害金の合計額の残高から、債務保証契約に基づき基金協会より保証債務の弁済を受けた額を控除した額(以下「残債権」という。)に10分の9を乗じて得た額を限度として飼料円滑化資金を交付するものとする。

ウ アの承認は、次に掲げる事項に該当する場合には、行わないものとする。ただし、(ア)、(イ)又は(オ)に該当することについて、融資機関及び基金協会の責めに帰することができない場合は、この限りではない。

(ア) 飼料支援資金の用途として4の(1)のイに掲げるもの以外への充当が認められる場合

- (イ) 都道府県知事の承認を受けた生産性向上計画において不実の記載が認められる場合
- (ウ) 信用基金との間に保険関係が成立していない保証債務の場合
- (エ) 飼料支援資金の償還が困難であると認められない場合
- (オ) この要綱及び第3の1に基づく要領等の規定に反することが認められる場合

(2) 飼料円滑化資金の申請等

ア 基金協会及び融資機関は、中央畜産会に対して、基金協会が当該保証債務の弁済を行った日から起算して6か月以内に飼料円滑化資金の交付を申請できるものとする。

イ 中央畜産会は、アの規定に基づき基金協会及び融資機関からの申請を受けた場合には、当該基金協会及び融資機関に対して、飼料円滑化資金を交付するものとする。ただし、畜産経営維持特別対策事業により、当該保証債務の弁済に係る補助金の交付を受けた基金協会にあっては、この限りではない。

なお、この場合において、中央畜産会は、申請を行う基金協会が保有する代位弁済の財源となる基金等への融資機関等からの抛出等が実施されていることを確認した上で交付するものとする。

(3) 飼料円滑化資金の返還等

ア 基金協会及び融資機関は、飼料支援資金に係る保証債務の弁済によって取得した基金協会の求償権（以下「求償権」という。）及び融資機関の残債権について、協力して回収に努めるものとする。

また、これらの債権（畜産経営維持安定特別対策事業に係る債権を除く。）に対する債務者からの弁済金については、その都度当該弁済金額に、0.95を乗じて得た額を求償権に対する弁済金及び0.05を乗じて得た額を残債権に対する弁済金とする。

イ 基金協会及び融資機関は、それぞれが交付を受けた飼料円滑化資金を、その対象とする飼料支援資金に係る求償権の償却及び残債権の償却に必要な経費のうちそれぞれの負担に係る経費に充てることができるものとする。

ウ 基金協会は、飼料支援資金に係る家畜飼料債務保証円滑化対策事業に基づく保証業務が終了（基金協会のすべての飼料支援

資金に係る保証債務の償還又は求償権の回収若しくは償却が終了した時点のことをいう。以下同じ。) した場合において、当該基金協会に交付された飼料円滑化資金から、イの求償権の償却に要した経費を差引いた結果、残額がある場合には、当該残額について、中央畜産会を經由して機構に返還するものとする。

エ 融資機関は、当該融資機関が融資したすべての飼料支援資金に係る家畜飼料債務保証円滑化対策事業及び畜産経営維持安定特別対策事業に基づく保証債務及び残債権の回収又は償却が終了した場合において、当該融資機関に交付された飼料円滑化資金から、イの残債権の償却に要した経費を差引いた結果、残額がある場合には、当該残額について、中央畜産会を經由して機構に返還するものとする。

オ 基金協会及び融資機関は、イにより求償権及び残債権の償却を行った場合には、速やかに別紙様式第3号の家畜飼料債務保証円滑化対策事業に係る求償権(残債権)償却報告書を作成し、都道府県知事に報告するとともに、中央畜産会に通知するものとする。

カ 中央畜産会は、飼料円滑化資金の交付後に、(1)のウの(ア)から(オ)までに掲げる事項に該当することが明らかとなった場合には、基金協会及び融資機関の責めに帰すことができない場合を除き、基金協会及び融資機関へ飼料円滑化資金の返還を命じるものとする。

4 事業の要件等

(1) 飼料支援資金の融通

ア 飼料支援資金融通対象者

飼料支援資金の融通対象者のうち、畜産経営者にあつては、次の(ア)から(オ)の全てに、また、指定団体等にあつては、次の(カ)に該当するものとする。

(ア) 畜産経営を今後とも長期に継続するとともに、生産性の向上に係る具体的な取組を実行する意欲及び能力を有すること。

(イ) 酪農経営にあつては、生乳生産者団体等の行う組織的な生乳の計画生産に協力し、これを実行していること。

(ウ) 「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生

産局長通知)に基づき、年に1回、環境と調和のとれた農業生産活動規範点検シート(家畜の飼養・生産)により点検を行うことが可能であること。

(エ) 法人にあっては、次のいずれかに該当すること。

a 農事組合法人

b 農業を主として営む個人、農業協同組合又は農業協同組合連合会(以下「農業者等」と総称する。)がその法人の社員(業務を執行する社員に限る。)の数の過半を占めている会社法(平成17年法律第86号。以下同じ。)第575条第1項に規定する持分会社

c 農業者等がその法人の株主であって、株主の総数が50人以下である株式会社(公開会社(会社法第2条第5号に規定する公開会社をいう。)でない株式会社に限る。)ただし、次に掲げる会社を除く。

① 資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が、300人を超えるもの(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する農地所有適格法人に該当する会社を除く。)

② ①に掲げるものに準じるものとして、①に掲げる会社以外の会社であって、次に掲げる会社のいずれかに該当するもの

i その総株主又は総社員の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を含む。iiにおいて同じ。)の2分の1以上が同一の①に掲げる会社の所有に属している会社

ii その総株主又は総社員の議決権の3分の2以上が①に掲げる会社の所有に属している会社(iに掲げる会社を除く。)

d 農業の振興を目的とする法人であって、地方公共団体又は農業者等が、総社員の議決権の過半数を保有している一般社団法人

(オ) 平成22年4月1日以降、新たに生産性向上計画を承認する場合にあっては、次に掲げるいずれかの要件を満たしているものとし、別紙様式第4号の配合飼料価格安定制度加入に関する申告書を生産性向上計画に添付して融資機関に提出

すること。

- a 「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」(昭和50年2月13日付け50B第302号農林事務次官依命通知)に定める「配合飼料価格安定基金」が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約(以下「契約」という。)の締結について、平成21年度の契約を締結している者が、引き続き平成22年度において契約を締結していること。
- b 新たに平成22年度から契約を締結している者であること。
- c 平成21年度及び平成22年度のいずれにおいても契約を締結していない者であること。
- d 平成21年度において契約をしていた者で平成22年度において契約を締結しなかった者にあつては、配合飼料の給与を完全に中止していること。なお、この場合にあつては、配合飼料の給与を完全に中止した理由書を添付していること。

(カ) 指定団体、その構成員である団体並びに指定団体に生乳の販売を委託する生産者が直接又は間接の構成員となっている農業協同組合又は農業協同組合連合会であること。

イ 飼料支援資金の使途

飼料支援資金の使途は次に掲げるものとする。

- (ア) 畜産経営者の飼料購入経費
- (イ) 飼料価格高騰の影響を緩和するために指定団体等がその組合員に対して以下の支援のいずれかを実施するための経費
 - a 20年12月～21年3月までの間における月毎の支払い乳代の上乗せ
 - b 20年12月～21年3月までの間における指定団体等への月毎の飼料費支払額の繰り延べ

ウ 飼料支援資金の融通等

- (ア) 飼料支援資金の融通は、理事長が家畜飼料特別支援事業を発動する必要があると指定した期間(以下「飼料特別支援事業発動期間」という。)に限り行うものとする。
- (イ) 飼料特別支援事業発動期間は、四半期を単位として、(エ)の配合飼料価格の推定農家実質負担額が(オ)の分岐点価格

を上回る場合に、指定するものとする。

(ウ) (ア) の指定は、翌四半期のものについて、各四半期の末までに行うものとする。理事長は、指定した場合には、直ちに、その旨を配合飼料価格の推定農家実施負担額とともに公表するとともに、中央畜産会及び都道府県知事に通知するものとする。

(エ) 配合飼料の推定農家実質負担額

配合飼料の推定農家実質負担額は、四半期毎に公表される次の①、②及び③を用い、①と②の和から③を控除して算出するものとし、この算出額は、翌四半期における農家実質負担の推計額である。

① 農林水産省生産局畜産部畜産振興課の公表する流通飼料価格実態調査（速報版）の 1 - (3) 配合・混合飼料及び単体飼料用とうもろこしの工場渡価格の全畜種加重平均価格のうち直近の価格

② 社団法人全国配合飼料供給安定基金（昭和 43 年 2 月 29 日に社団法人全国配合飼料供給安定基金という名称で設立された法人をいう。以下「全国配合飼料供給安定基金」という。）、社団法人全国畜産配合飼料価格安定基金（昭和 43 年 3 月 30 日に社団法人全国乳牛配合飼料価格安定基金という名称で設立された法人をいう。以下「全国畜産配合飼料価格安定基金」という。）、社団法人全日本配合飼料価格・畜産安定基金（昭和 48 年 3 月 12 日に社団法人全日本配合飼料価格安定基金という名称で設立された法人をいう。以下「全日本配合飼料価格・畜産安定基金」という。）が公表する翌四半期の 3 基金の配合飼料供給価格の平均改定額

③ 全国配合飼料供給安定基金、全国畜産配合飼料価格安定基金、全日本配合飼料価格・畜産安定基金が公表する翌四半期の通常価格差補填金の額

(オ) 分岐点価格

分岐点価格とは、農林水産省大臣官房統計部の公表する農業経営統計調査報告のうち、平成 18 年肥育豚生産費における肥育豚 1 頭当たりの粗収益から、物財費（飼料費以外）、労働費、資本利子及び地代の合計額に生産性向上によるコスト削減等を考慮して得られる額を差し引いて得られる額を、粗

収益と生産コストの分岐点における推定飼料費とみなした場合の、1トン当たり配合飼料価格として算出（100円未満切捨て）した、別表1に定める額とする。

エ 融通実施期間

家畜飼料特別支援資金の融通実施期間は、ウの（ア）に基づき理事長が指定した期間とする。

オ 融資機関

飼料支援資金を融通できる融資機関は次の金融機関とする。なお、（エ）の指定を行った場合には、都道府県知事は速やかに中央畜産会に通知するものとする。

（ア）農業協同組合

（イ）農業協同組合連合会

（ウ）農林中央金庫

（エ）都道府県知事が指定した銀行、信用金庫及び信用協同組合

カ 貸付条件

（ア）貸付限度額

畜産経営者への貸付限度額は、別表2のとおりとし、都道府県知事の承認を受けた生産性向上計画に定める借入計画額とする。

別表2以外の畜種に係る貸付限度額については、各々の飼養状況等を勘案して理事長が別に定めるものとする。

指定団体等への貸付限度額は、支援の対象とする管内の平成19年度における一月当たり平均出荷乳量にキログラム当たり70円を乗じた額を上限とする。ただし、同一地域において、複数の指定団体等が支援を実施する場合は、それぞれの指定団体等への貸付額の合計が貸付限度額を超えないものとする。

なお、貸付限度額の範囲内において、複数回に分割しての貸付けを行うことができるものとする。この場合は、借入れごとに2の（1）の手続きを行うものとする。

（イ）償還期限等

償還期限は10年（うち据置期間3年以内）以内とする。

（ウ）償還方法は、元金均等償還とする。

（エ）貸付利率

貸付利率は別表3のとおりとする。

なお、貸付利率の変更については、農業近代化資金（農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）第2条第3項の農業近代化資金をいう。以下同じ。）の貸付利率等を勘案して、理事長が別に定めるものとする。

ただし、別表3に定める貸付利率未満で融資機関が飼料支援資金を貸し付けることを妨げない。

(オ) 利子補給率等

利子補給率は別表3のとおりとし、利子補給金の交付額は、融資機関の貸付平均残高に利子補給率を乗じて得た額に相当する額とする。

なお、利子補給率の変更については、農業近代化資金の貸付利率等を勘案して、理事長が別に定めるものとする。

キ 生産性向上計画の承認の取消し

都道府県知事は、次に掲げる場合には、2の(1)の生産性向上計画につき、承認を取り消すものとし、承認を取り消した場合は、その旨を融資機関及び中央畜産会に速やかに通知するものとする。

- (ア) 生産性向上計画の履行が困難であると認められる場合
- (イ) 生産性向上計画の承認取消しの申請があった場合
- (ウ) 生産性向上計画の承認後に不実記載が認められる場合

(2) その他

ア 債権保全措置

- (ア) 飼料支援資金の融通に当たっては、適切な債権保全措置を講ずるものとする。
- (イ) 飼料支援資金について、基金協会の債務保証を利用する場合にあつては、当該資金の融資を行う融資機関等は、代位弁済の財源となる基金等への抛出等を行うものとする。
- (ウ) 基金協会が、飼料支援資金に係る債務保証を行う場合にあつては、当該借入金の元本及び利息の合計額の7割に相当する額を保証するものとする。

イ 利子補給の停止

(1)のキにより、生産性向上計画の承認が取り消された場合又は飼料支援資金の借入者が経営を中止した場合には、中央畜産会は、これ以降、融資機関に対し、当該借入者への貸付に係る利子補給を行わないものとする。

5 償還猶予に係る特例措置

- (1) 災害等やむを得ない事情により償還困難と見込まれる場合は、特例措置として、償還猶予が認められるものとする。この場合の償還猶予とは、4の(1)の力の(イ)に規定する償還期限及び据置期間を超えた償還期限若しくは据置期間の延長又は中間据置(償還に入った後、元本の償還を据え置くことをいう。)の設定とし、延長及び中間据置の期間は、1年とする。
- (2) (1)の特例措置の対象となる災害等及び対象期間については、理事長が別に定めるものとする。
- (3) 借入者が(1)の特例措置の適用を受けようとする場合は、2の(10)から(13)までの規定に準じて生産性向上計画の承認等の手続を行うものとする。
- (4) 中央畜産会は、2の(12)に準じて都道府県知事等から報告を受けた場合は、各四半期の末日現在において、都道府県ごとに各資金における特例措置の承認状況を取りまとめて、速やかに理事長に報告するものとする。

6 事業の実施期間

この事業の実施期間は、第2の1の事業にあつては、平成19年度から令和3年度までとし、第2の2の事業にあつては、飼料支援資金に係る債務の保証に関する業務の終了をもって終了とする。

ただし、5の(1)の規定により飼料支援資金の償還期限が1年延長された場合にあつては、第2の1の事業の実施期間を1年延長するものとする。

7 事業の委託

中央畜産会は、第2の1の事業の一部を都道府県及び都道府県知事が指定する信用農業協同組合連合会その他理事長が適当と認める団体に委託して行うことができるものとする。

第4 事業の推進指導等

- 1 中央畜産会は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県、関係団体及び融資機関との連携に努め、この事業の円滑な推進を図るものとする。
- 2 都道府県知事は、この事業の適正かつ円滑な実施を図るため、この事業の趣旨、内容等の周知徹底を図るとともに、融資機関、融通対象者等に対する指導及び監督を行うものとする。

第5 利子補給金の返還等

中央畜産会が、融資機関に対し利子補給金を交付した後、その交付した利子補給金の全部又は一部が適当でないと認められた場合は、次により措置するものとする。

- 1 中央畜産会は、当該融資機関から事情を徴するとともに、適当でないと認められた利子補給金の全部又は一部に別表 4 に定める利息相当額を加算して得た額（以下「返還金」という。）を別表 5 に定める期限内に中央畜産会に納付させる。
- 2 中央畜産会は、1 の期限内に返還金が納付されない場合は、当該返還金のほか、1 の期限の翌日から納付の日までの日数に応じ当該返還金に年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴する。
- 3 中央畜産会は、1 の返還金及び 2 の延滞金を速やかに機構に納付するものとする。

第 6 補助金の額

機構は、予算の範囲内において、別表 6 に定める補助対象経費及び補助率により、中央畜産会が第 2 の事業に要する経費につき補助するものとする。ただし、第 2 の 1 の（1）の事業に要する経費については、第 3 の 4 の（1）のオにより算出される額以内とする。

第 7 補助金交付の手続等

1 補助金の交付申請

中央畜産会は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに別紙様式第 5 号の家畜飼料特別支援資金融通事業補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）を作成し、理事長に提出し、その承認を受けることとする。

2 事業の変更承認申請

中央畜産会は、補助金の交付決定があった後において、次に掲げる内容の変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第 6 号の家畜飼料特別支援資金融通事業補助金交付変更承認申請書を作成し、理事長に提出し、その承認を受けることとする。

- （1）事業の中止又は廃止
- （2）事業費の 30% を超える増減
- （3）補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認められる場合には交付決定額を限度とし、補助金の概算払をすることができるものとする。
- (2) 中央畜産会は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第7号の家畜飼料特別支援資金融通事業補助金概算払請求書（以下「概算払請求書」という。）を理事長に提出するものとする。

4 事業遂行状況等の報告

中央畜産会は、この事業の遂行状況に関し、補助金の交付の決定があった年度の12月31日現在において、別紙様式第8号の家畜飼料特別支援資金融通事業遂行状況報告書を作成し、翌月の月末までに理事長に提出するものとする。ただし、遂行状況報告の提出期間内に概算払請求を行う場合は、概算払請求書の提出をもってこれに代えることができるものとする。

第8 実績報告等

1 事業の実績報告

- (1) 融資機関は、毎年度終了後速やかに、都道府県知事及び中央畜産会会長に対し当該年度に実施した飼料支援資金に係る融資及び償還実績を報告するものとする。
- (2) 中央畜産会は、提出された償還実績を取りまとめの上、自らの事業の実績とともに事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、別紙様式第9号の家畜飼料特別支援資金融通事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）を作成し、理事長に報告するものとする。
- (3) 基金協会は、飼料円滑化資金の交付を受けた場合には、毎年度終了後、中央畜産会に対して、求償権の回収状況を取りまとめの上、翌年度の4月30日までに報告するものとする。

2 生産性向上計画の達成状況報告

都道府県知事は、承認を行った生産性向上計画につき、計画承認後3年間は、毎年1回、計画の達成状況を確認することとし、上半期（1～6月）承認分については9月末までに、下半期（7～12月）承認分については3月末までに中央畜産会に報告するものとする。

第9 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 中央畜産会は、機構に対して交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

- 2 中央畜産会は、1のただし書により補助金の交付申請をした場合において、実績報告書を報告するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がある場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

ただし、報告時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

- 3 中央畜産会は、2のただし書により実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、別紙様式第10号の家畜飼料特別支援資金融通事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減額した金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第10 帳簿等の整備保管等

- 1 中央畜産会は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとする。

ただし、その保管期間は、第2の1及び2の事業の終了した年度

の翌年度から起算して5年間とする。

- 2 理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について、必要に応じ、中央畜産会に対し、調査し又は報告を求めることができるものとする。
- 3 都道府県は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について、必要に応じ、融資機関及び借入者に対し、調査し又は報告を求めることができるものとする。

別表 1 (第 3 の 4 関係)

四 半 期	配合飼料の推定農家実質負担額				分岐点 価 格	差 引	家畜飼料特別支援 事業発動の可否	
	①	②	③	④ = ① + ② - ③	⑤	④ - ⑤		
平 成 19 年 度	I	49,980	3,230	8,200	45,010	51,600	-6,590	発動なし
	II	52,987	1,208	7,650	46,545	51,600	-5,055	発動なし
	III	54,306	-288	5,550	48,468	47,700	768	発動あり
	IV	54,098	4,135	7,800	50,433	47,700	2,733	発動あり
平 成 20 年 度	I	58,099	4,660	10,500	52,259	47,700	4,559	発動あり
	II	62,546	1,948	7,400	57,094	47,700	9,394	発動あり
	III	64,490	2,872	7,650	59,712	47,700	12,012	発動あり
	IV	67,574	-11,878	0	55,696	47,700	7,996	発動あり
平 成 21 年 度	I	55,349	-3,568	0	51,781	47,700	4,081	発動あり
	II	52,276	2,892	0	55,168	47,700	7,468	発動あり
	III	55,048	-1,362	0	53,686	47,700	5,986	発動あり
	IV	53,693	-432	0	53,261	47,700	5,561	発動あり
平 成 22 年 度	I	53,130	-685	0	52,445	47,700	4,745	発動あり
	II	52,390	0	0	52,390	47,700	4,690	発動あり
	III	52,337	0	0	52,337	47,700	4,637	発動あり
	IV	52,220	3,425	3,250	52,395	47,700	4,695	発動あり

別表 2 (第 3 の 4 関係)

	貸付限度額		
	平成19年4月1日～ 平成20年3月31日	平成20年4月1日～ 平成20年10月31日	平成20年11月1日～ 平成23年3月31日
a 肥育牛	20千円/頭	40千円/頭	100千円/頭
b 乳用牛	15千円/頭	30千円/頭	50千円/頭
c 繁殖用 雌牛	4千円/頭	8千円/頭	12千円/頭
d 豚	4千円/頭	8千円/頭	9千円/頭
e 鶏	20千円/100羽	40千円/100羽	45千円/100羽

別表3（第3の4関係）

	償還期限						備考
	5年以内	6年	7年	8年	9年	10年	
貸付利率 利子補給率						1.55 1.85	平成19年4月1日制定時
貸付利率 利子補給率	1.40 1.65	1.40 1.65	1.40 1.65	1.40 1.65	1.45 1.60	1.55 1.50	平成19年10月1日から平成19年10月17日までの貸付分に適用する。
貸付利率 利子補給率	1.60 1.55	1.60 1.55	1.60 1.55	1.60 1.55	1.60 1.55	1.60 1.55	平成19年10月18日から平成19年11月18日までの貸付分に適用する。
貸付利率 利子補給率	1.35 1.70	1.35 1.70	1.35 1.70	1.35 1.70	1.35 1.70	1.45 1.60	平成19年11月19日から平成19年12月18日までの貸付分に適用する。
貸付利率 利子補給率	1.45 1.50	1.45 1.50	1.45 1.50	1.45 1.50	1.45 1.50	1.45 1.50	平成19年12月19日から平成20年1月24日までの貸付分に適用する。
貸付利率 利子補給率	1.25 1.70	1.25 1.70	1.25 1.70	1.25 1.70	1.25 1.70	1.25 1.70	平成20年1月25日から平成20年2月20日までの貸付分に適用する。
貸付利率 利子補給率	1.30 1.65	1.30 1.65	1.30 1.65	1.30 1.65	1.30 1.65	1.30 1.65	平成20年2月21日から平成20年3月18日までの貸付分に適用する。
貸付利率 利子補給率	1.25 1.60	1.25 1.60	1.25 1.60	1.25 1.60	1.25 1.60	1.25 1.60	平成20年3月19日から平成20年4月17日までの貸付分に適用する。
貸付利率 利子補給率	1.35 1.60	1.35 1.60	1.35 1.60	1.35 1.60	1.35 1.60	1.35 1.60	平成20年4月18日から平成20年5月22日までの貸付分に適用する。
貸付利率 利子補給率	1.60 1.55	1.60 1.55	1.60 1.55	1.60 1.55	1.60 1.55	1.60 1.55	平成20年5月23日から平成20年6月17日までの貸付分に適用する。
貸付利率 利子補給率	1.65 1.60	1.65 1.60	1.65 1.60	1.65 1.60	1.65 1.60	1.65 1.60	平成20年6月18日から平成20年7月17日までの貸付分に適用する。
貸付利率 利子補給率	1.70 1.45	1.70 1.45	1.70 1.45	1.70 1.45	1.70 1.45	1.70 1.45	平成20年7月18日から平成20年8月19日までの貸付分に適用する。
貸付利率 利子補給率	1.60 1.45	1.60 1.45	1.60 1.45	1.60 1.45	1.60 1.45	1.60 1.45	平成20年8月20日から平成20年9月18日までの貸付分に適用する。
貸付利率 利子補給率	1.70 1.25	1.70 1.25	1.70 1.25	1.70 1.25	1.70 1.25	1.70 1.25	平成20年9月19日から平成20年10月20日までの貸付分に適用する。
貸付利率 利子補給率	1.45 1.60	1.45 1.60	1.45 1.60	1.45 1.60	1.45 1.60	1.45 1.60	平成20年10月21日から平成20年11月19日までの貸付分に適用する。
貸付利率 利子補給率	1.35 1.70	1.35 1.70	1.35 1.70	1.35 1.70	1.35 1.70	1.35 1.70	平成20年11月20日から平成20年12月17日までの貸付分に適用する。

貸付利率 利子補給 率	1.35 1.60	1.35 1.60	1.35 1.60	1.35 1.60	1.35 1.60	1.35 1.60	平成20年12月18日から平成21年1月25日までの貸付分に適用する。
貸付利率 利子補給 率	1.15 1.70	1.15 1.70	1.15 1.70	1.15 1.70	1.15 1.70	1.15 1.70	平成21年1月26日から平成21年2月18日までの貸付分に適用する。
貸付利率 利子補給 率	1.25 1.60	1.25 1.60	1.25 1.60	1.25 1.60	1.25 1.60	1.25 1.60	平成21年2月19日から平成21年3月17日までの貸付分に適用する。
貸付利率 利子補給 率	1.15 1.70	1.15 1.70	1.15 1.70	1.15 1.70	1.15 1.70	1.15 1.70	平成21年3月18日から平成21年4月19日までの貸付分に適用する。
貸付利率 利子補給 率	1.10 1.85	1.10 1.85	1.10 1.85	1.10 1.85	1.15 1.80	1.25 1.70	平成21年4月20日から平成21年5月26日までの貸付分に適用する。
貸付利率 利子補給 率	1.10 1.95	1.10 1.95	1.10 1.95	1.15 1.90	1.15 1.90	1.25 1.80	平成21年5月27日から平成21年6月17日までの貸付分に適用する。
貸付利率 利子補給 率	1.00 2.05	1.00 2.05	1.05 2.00	1.15 1.90	1.25 1.80	1.35 1.70	平成21年6月18日から平成21年7月20日までの貸付分に適用する。
貸付利率 利子補給 率	0.90 2.05	0.90 2.05	0.90 2.05	0.95 2.00	1.05 1.90	1.15 1.80	平成21年7月21日から平成21年8月18日までの貸付分に適用する。
貸付利率 利子補給 率	1.00 1.95	1.00 1.95	1.00 1.95	1.00 1.95	1.05 1.90	1.15 1.80	平成21年8月19日から平成21年9月17日までの貸付分に適用する。
貸付利率 利子補給 率	0.90 1.95	0.90 1.95	0.90 1.95	0.90 1.95	0.95 1.90	1.05 1.80	平成21年9月18日から平成21年11月19日までの貸付分に適用する。
貸付利率 利子補給 率	0.95 2.00	0.95 2.00	0.95 2.00	0.95 2.00	1.15 1.80	1.15 1.80	平成21年11月20日から平成21年12月17日までの貸付分に適用する。
貸付利率 利子補給 率	0.75 2.10	0.75 2.10	0.75 2.10	0.75 2.10	0.85 2.00	0.95 1.90	平成21年12月18日から平成22年1月21日までの貸付分に適用する。
貸付利率 利子補給 率	0.80 2.15	0.80 2.15	0.80 2.15	0.85 2.10	0.95 2.00	1.05 1.90	平成22年1月22日から平成22年4月20日までの貸付分に適用する。
貸付利率 利子補給 率	0.85 2.10	0.85 2.10	0.85 2.10	0.85 2.10	0.95 2.00	1.05 1.90	平成22年4月21日から平成22年5月25日までの貸付分に適用する。
貸付利率 利子補給 率	0.75 2.10	0.75 2.10	0.75 2.10	0.75 2.10	0.85 2.00	0.95 1.90	平成22年5月26日から平成22年6月17日までの貸付分に適用する。
貸付利率 利子補給 率	0.70 2.15	0.70 2.15	0.70 2.15	0.75 2.10	0.85 2.00	0.95 1.90	平成22年6月18日から平成22年7月21日までの貸付分に適用する。
貸付利率 利子補給 率	0.60 2.05	0.60 2.05	0.60 2.05	0.65 2.00	0.75 1.90	0.85 1.80	平成22年7月22日から平成22年8月17日までの貸付分に適用する。

貸付利率 利子補給 率	0.55 2.00	0.55 2.00	0.55 2.00	0.65 1.90	0.65 1.90	0.75 1.80	平成22年8月18日から平成 22年9月20日までの貸付分 に適用する。
貸付利率 利子補給 率	0.55 2.10	0.55 2.10	0.55 2.10	0.65 2.00	0.75 1.90	0.85 1.80	平成22年9月21日から平成 22年10月24日までの貸付分 に適用する。
貸付利率 利子補給 率	0.50 1.95	0.50 1.95	0.50 1.95	0.50 1.95	0.55 1.90	0.65 1.80	平成22年10月25日から平 成22年11月17日までの貸 付分に適用する。
貸付利率 利子補給 率	0.55 2.00	0.55 2.00	0.55 2.00	0.55 2.00	0.65 1.90	0.75 1.80	平成22年11月18日から平 成22年12月19日までの貸 付分に適用する。
貸付利率 利子補給 率	0.70 2.05	0.70 2.05	0.70 2.05	0.75 2.00	0.85 1.90	0.95 1.80	平成22年12月20日から平 成23年1月23日までの貸付 分に適用する。
貸付利率 利子補給 率	0.75 2.00	0.75 2.00	0.75 2.00	0.75 2.00	0.85 1.90	0.95 1.80	平成23年1月24日から平成 23年2月20日までの貸付分 に適用する。
貸付利率 利子補給 率	0.75 2.10	0.75 2.10	0.75 2.10	0.85 2.00	0.95 1.90	0.95 1.90	平成23年2月21日から平成 23年3月17日までの貸付分 に適用する。
貸付利率 利子補給 率	0.75 2.10	0.75 2.10	0.75 2.10	0.85 2.00	0.95 1.90	1.05 1.80	平成23年3月18日から平成 23年3月31日までの貸付分 に適用する。

別表4（第5関係）

利息相当額
利息相当額は、次に掲げる式により算出するものとする。
$\text{利息相当額} = a \times 7.5\% \times \frac{b}{365}$
a：適当でないと認められた利子補給金の全部又は一部
b：利子補給金が融資機関に交付された日から第5の1の返還金が中央畜産会に納付されるまでの日数

別表5（第5関係）

納付期限
納付期限は、交付した利子補給金の全部又は一部が適当でないと して中央畜産会が融資機関に返還金の納付を文書をもって通知した日 から起算して40日目とする。

別表 6（第 6 関係）

補 助 対 象 経 費	補 助 率
1 第 2 の 1 の 事 業	
（ 1 ） 融 資 機 関 に 対 す る 利 子 補 給 に 要 す る 経 費	定 額
（ 2 ） 事 業 の 円 滑 な 実 施 を 図 る た め に 必 要 な 調 査 、 指 導 等 に 要 す る 経 費	定 額
2 第 2 の 2 の 事 業 基金協会及び融資機関に対する損失の一部を補てんするための補助に要する経費	定 額

畜産経営生産性向上計画

平成 年 月 日

(金融機関名)

御中

1 借入希望者の概要

住 所	〒		
電話番号	() - -		
氏 名	印 (注：法人の場合は法人名及び代表者氏名)		
生年月日 年齢	明・大・昭・平	年	月 日 年齢
	才 (注：法人の場合は設立年月日)		
営農類型	1 肉用牛・肥育 2 肉用牛・繁殖 3 肉用牛・一貫 4 酪農 5 養豚 6 養鶏・採卵鶏 7 養鶏・ブロイラー 8 その他 () (注：複合経営の場合は該当するすべての畜種に○をすること)		

2 借入限度額

畜種	現在飼養実績 (頭、羽) ①	単位当たり 限度額②	借入限度額 (千 円) ③ = ① × ②
肥育牛		千円	
乳用牛		千円	
繁殖用雌牛		千円	
豚		千円	
鶏 (100羽換算)		千円	
計			

注：飼養実績は本計画作成時点の頭数又は羽数を記入すること。ただし、鶏にあつては常時飼養羽数を記入すること。

3 資金借入内容

借入資金	家畜飼料特別支援資金		
借入希望額	千円 (①)	借入希望 日	平成 年 月 日
本資金の既借入 額	千円 (②)	借入日	平成 年 月 日
計 (① + ②)	千円 (注：上記2の借入限度額の範囲内)		
借入希望期間	か月 (注：120か月以内)		

償還方法	元金均等償還	元金の返済開始 月	年	月
------	--------	--------------	---	---

4 借入資金の使途

支払日	金額（千円）	支払先（飼料購入先）	飼料発注日
平成 年 月 日			平成 年 月 日
平成 年 月 日			平成 年 月 日
平成 年 月 日			平成 年 月 日
合 計			

5 借入金の状況及び償還計画

（単位：千円）

借入金の種類 （金融機関）	直 近 年 （度）末 残 高	利率 （%）	当年 （度） 約定償還 額	次年度以降償還計画			
				年	年	年	償還最終 年
長期							
短期							
計①							
償還財源②							
償還財源と償還元金との差額②－ ①							

（注） 1 償還財源欄は、6の添付書類（2）の経営収支計画のうち、個人の場合は（12）、法人の場合は（16）の額を記入すること。

2 借入金の種類を証する資料等を添付すること。

3 借入希望者の有する負債を漏れなく記載すること。

4 償還最終年は、今回の借入分の最終償還年（度）を記入すること。

6 添付書類

（1）生産性向上対策実施計画

（2）経営収支計画

生産性向上に向けた具体的な取組

	改善のための具体的方策
酪農	<input type="checkbox"/> 乳量の増加 <input type="checkbox"/> 乳質の向上 <input type="checkbox"/> 乳房炎罹患率の低減 <input type="checkbox"/> 飼料コストの削減 <input type="checkbox"/> 自給飼料の増産 <input type="checkbox"/> 暑気被害の低減 <input type="checkbox"/> その他 具体的に記入：

注：現在取り組んでいる内容及び今後取り組む内容について、該当するものに印を付けること。

○参考資料（○年実績）

- ・経産牛一頭当たり乳量： (kg/頭)
- ・乳価： (円/kg)
- ・乳飼比： (%)
- ・濃厚飼料総給与量： (t/年)
- ・粗飼料総給与量： (t/年)

	改善のための具体的方策
肉用牛	<input type="checkbox"/> 出荷頭数（率）の増加 <input type="checkbox"/> 上物率の向上 <input type="checkbox"/> 飼料コストの削減 <input type="checkbox"/> 自給飼料の増産 <input type="checkbox"/> 死廃事故率の低減 <input type="checkbox"/> 家畜（子牛）購入費の低減 <input type="checkbox"/> その他 具体的に記入：

注：現在取り組んでいる内容及び今後取り組む内容について、該当するものに印を付けること。

○参考資料（○年実績）

- ・品種（該当品種の○印）： 和牛、F 1、乳用種
- ・販売月齢： (か月)
- ・販売体重： (kg/頭)
- ・枝肉ランク： A 4 以上 (%)、B 2 以上 (%)
- ・濃厚飼料総給与量： (t/年)

改善のための具体的方策	
養 豚	<input type="checkbox"/> 出荷頭数（率）の増加 <input type="checkbox"/> 上物率の向上 <input type="checkbox"/> 枝肉重量の増加 <input type="checkbox"/> 飼料コストの削減 <input type="checkbox"/> 衛生管理の徹底 <input type="checkbox"/> 事故率の低減 <input type="checkbox"/> その他 具体的に記入：

注：現在取り組んでいる内容及び今後取り組む内容について、該当するものに印を付けること。

○参考資料（○年実績）

- ・種豚の品種：♂、♀
- ・母豚一頭当たり年間産子数：（頭/年）
- ・母豚平均分娩回数：（回/年）
- ・販売子豚：出荷体重（kg）、出荷日令（日）
- ・肥育豚：出荷体重（kg）、出荷日令（日）
- ・上物率：（%）
- ・飼料総給与量：（t）
- ・飼料要求率：（%）

改善のための具体的方策	
採 卵 鶏	<input type="checkbox"/> 高価鶏卵の生産 <input type="checkbox"/> 規格外卵発生率の低減 <input type="checkbox"/> 飼料要求率の向上 <input type="checkbox"/> 暑気被害の低減 <input type="checkbox"/> 産卵率の向上 <input type="checkbox"/> 駄鶏の淘汰 <input type="checkbox"/> 衛生管理の徹底 <input type="checkbox"/> その他 具体的に記入：

注：現在取り組んでいる内容及び今後取り組む内容について、該当するものに印を付けること。

○参考資料（○年実績）

- ・種鶏：♂、♀
- ・年間導入羽数：（千羽）
- ・育成率：（%）
- ・産卵期間：（か月）
- ・飼料総給与量：（t）
- ・飼料要求率：（%）

	改善のための具体的方策
ブ ロ イ ラ ー	<input type="checkbox"/> 出荷率の向上 <input type="checkbox"/> 飼料要求率の向上 <input type="checkbox"/> 尻つつき被害の防止 <input type="checkbox"/> 給与飼料の改善 <input type="checkbox"/> 衛生管理の徹底 <input type="checkbox"/> 暑気被害の低減 <input type="checkbox"/> その他 具体的に記入：

注：現在取り組んでいる内容及び今後取り組む内容について、該当するものに印を付けること。

○参考資料（○年実績）

- ・坪当たり常時飼養羽数： (羽/坪)
- ・餌付羽数： (千羽/年)
- ・育成率： (%)
- ・出荷日齢： (日)
- ・出荷体重： (kg/羽)
- ・飼料総給与量： (t)
- ・飼料要求率： (%)

添付書類（２）

経営収支計画（個人）

（単位：千円）

	前年実績 （年）	借入年計画 （年）	翌年以降の計画				算出基礎
			年 （1年後）	年 （2年後）	年 （3年後）	年 （償還最終年）	
飼養規模（頭、羽）							
入農業収	畜産部門						
	その他部門						
	計（１）						
農業支	畜産部門	家畜購入費					
		飼料購入費					
		雇用労働費					
		その他経費					
	小計						
	その他部門の支出						
出	計（２）						
農業収支	（３）＝（１）－（２）						
農外収入	（４）						
農外支出	（５）						
農家所得	（６）＝（３）＋（４）－（５）						
租税公課諸負担	（７）						
出稼ぎ、被贈、年金等の所得	（８）						
	うち国の奨励金						
可処分所得	（９）＝（６）－（７）＋（８）						
家計費	（１０）						
資産処分・預貯金引出額	（１１）						
償還財源	（１２）＝（９）－（１０）＋（１１）						

（注） 1 現金収支に係る金額のみを次により記入すること。

① 「家畜購入費」、「飼料購入費」は、当該年における現金支出額とすること。

② 「その他経費の支出」は、減価償却費、家族労働費を除くこと。

2 前年実績は確定申告書の写しを添付することで省略できる。

添付書類（２）

経営収支計画（法人）

（単位：千

円）

	前年度実績 （ 年）	借入年度計画 （ 年）	翌年度以降の計画				算出基礎
			年 （1年 後）	年 （2年 後）	年 （3年 後）	年 （償還最終年）	
飼養規模（頭、羽）							
売上高	畜産部門						
	その他部門						
計							
売上原価	期首棚卸高						
	当期製造原価（３）						
	うち家畜購入費						
	うち飼料購入費						
	うち雇用労働費						
	うちその他支出						
	うち減価償却費						
期中成畜振替額（５）							
期末棚卸高（６）							
価計（７）＝（２）＋（３）－（５）－（６）							
売上利益（８）＝（１）－（７）							
販売費及び一般管理費							
（うち役員報							
事業利益（１０）＝（８）－（９）							
事業外収入（１１）							
うち国の奨							
事業外経費（１２）							
経常利益（１３）＝（１０）＋（１１）－（１２）							
資産処分・預貯金引出額（１４）							
償還財源（１５）＝（１３）＋（１４）							
修正償還財源（１６）							

（注） 1 法人決算書の損益計算書より転記すること。（ただし、農業以外の部門収入がある場合は、農業部門と農業以外の部門を区

- 分して記入すること)。
- 2 修正償還財源は、 $(1)-(3)+(4)-(9)+(11)-(12)+(14)$ で算出した額を記入すること。
 - 3 前年度実績の内容を証する書類等を添付すること。

別紙様式第1号-2

(注) 指定団体等の運営形態により作成するが、次の内容に準じていること。

平成 年 月 日

(金融機関名) 殿

住所

指定団体等名

代表者氏名

印

指定団体等生産性向上計画

借入希望資金 家畜飼料特別支援資金

1 借入計画

(1) 今回借入

- ア 今回借入額 () 千円
 イ 本資金の借入回数 () 回目

(2) 借入限度額

平成19年度 一月当たり平均出荷 乳量 (キロ/月) (①)	借入限度 額 ①×70円 (②)	既借入額 (③)	他指定団体等によ る家畜飼料特別支 援資金 (④)	今回借入 限度額 (②-③- ④)

- (注) 1 ④の欄には同一地域において他指定団体等が実施する家畜飼料特別支援資金による支援単価(円/キロ)に①を乗じた金額を記入すること。
 2 定款、直近の総会資料及び本計画作成に係る理事会決議資料等を添付すること。
 3 支援対象管内の平成19年度の生乳取扱実績に関する資料を添付すること。

(3) 全体の借入計画

(単位:千円)

	借入日	借入額	金利	償還 年月日	借入資金 支出年月日
第 回					
第 回					
第 回					
計					

- (注) 1 借入回数に応じて記入すること。
- 2 家畜飼料特別支援資金を分割して借入れ、本支援計画が第2回以降の借入に係る計画である場合は、既に借入れた資金については実績を記入すること。

2 借入希望者の概要

(1) 区域

ア 市町村一円 イ 広域 ウ 県域 エ 県域を越える地域

(2) 規模等

ア 支援酪農家戸数 戸

イ 組合員数 正組合員 名 ウ 准組合員数 名

(3) 信用事業の有無 ア 有 イ 無

(信用事業を行っている場合)

経済事業部門との明確な経理区分 ア 有 イ 無

3 酪農家支援の内容 (要綱第4の4の(1)のイの(イ)の内容について具体的に記入すること。)

4 酪農家の支援体制 (本所、支所、担当部署及び外部機関との連携を詳細かつ具体的に記入すること。)

別紙様式第2号

家畜飼料債務保証円滑化対策事業に係る代位弁済承認申請書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

畜産特別支援資金融通事業実施要綱別添3の第3の3の(1)のアの規定に基づき代位弁済の実施について、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

(単位：円)

借入者名				合 計
融資機関名				
貸付実行額				
債務保証額(貸付実行額×0.7)				
代位弁済(予定)年月日				
代位弁済理由				
代位弁済(予定)額①				
保険金受領(予定額)②				
弁済額③=①-②				
飼料円滑化資金交付申請予定額(③×1/4)				

(注1) 債務保証の引受けを証する書類及び融資機関からの代位弁済を求める書類を添付すること。

(注2) 当該融資に係る債務保証契約に基づく代位弁済予定額を記入すること。

別紙様式第3号

家畜飼料債務保証円滑化対策事業に係る求償権（残債権）償却報告書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

畜産特別支援資金融通事業実施要綱別添3の第3の3の（3）のオの規定に
基づく求償権（残債権）の償却について、下記のとおり報告します。

記

様式3-1 基金協会用
様式3-2 融資機関用

様式 3 - 1 基金協会用

(単位：円)

借入者名			
融資機関名			
貸付実行額			
債務保証額			
保証条件			
代位弁済年月日			
代位弁済理由			
代位弁済額①			
保険金受領額②			
弁済額③ (①-②)			
家畜飼料債務保証円滑化資金受領額④ (③×1/4)			
求償権償却予定年月日			
求償権償却理由			
求償権回収額 (借入者の弁済額×0.95)			
うち信用基金納付額			
うち基金協会自己リスク分			
求償権償却額			
うち信用基金保険金分			
うち基金協会自己リスク分			

(注1) 借入者に複数の借入れがある場合は、それぞれ記入すること。

(注2) 保証条件には、担保及び保証人の設定状況について記入すること。

(注3) 借入者の弁済額は、基金協会の求償権及び融資機関の残債権に対する弁済額とし、原則として、基金協会求償権及び融資機関残債権の回収状況並びに基金協会求償権償却理由及び融資機関残債権償却理由を証する書類を添付すること。

様式 3 - 2 融資機関用

(単位：円)

借入者名			
融資機関名			
貸付実行額			
債務保証額			
保証条件			
代位弁済年月日			
代位弁済理由			
保証債務の弁済時における元本、利息及びその遅延損害金の合計額の残高①			
債務保証契約に基づく代位弁済額②			
家畜飼料債務保証円滑化資金受領額③=(①-②)×9/10			
残債権償却予定年月日			
残債権償却理由			
残債権回収額 (借入者の弁済額×0.05)			
残債権償却額			

(注1) 借入者に複数の借入れがある場合は、それぞれ記入すること。

(注2) 保証条件には、担保及び保証人の設定状況について記入すること。

(注3) 借入者の弁済額は、融資機関の残債権及び基金協会の求償権に対する弁済額とし、原則として、融資機関残債権及び基金協会求償権の回収状況並びに融資機関残債権償却理由及び基金協会求償権償却理由を証する書類を添付すること。

配合飼料価格安定制度加入に関する申告書

融資機関の長 殿

平成22年度家畜飼料特別支援資金融通事業への参加申請に当たり、畜産特別支援資金融通事業実施要綱別添3の第3の4の(1)のアの(オ)に定められた飼料支援資金の融通対象者要件である配合飼料価格安定制度への継続加入等の状況について、下記の通り申告します。

また、本申告に虚偽があった場合については、融資の取り消し等の見直しを受けることを承諾します。

なお、貴殿が配合飼料価格安定制度における基本契約等の締結状況を照会するに当たり、本事業の参加に関する以下の情報を関係機関に提供することについて同意します。

平成 年 月 日

申請者

住 所

団体名

代表者

印

記

以下の項目のうち、該当するいずれか1つの項目について□にチェックしてください

(また、その内訳について①から④について、必要に応じてご記入ください。)

1 私は、22年度の配合飼料価格安定制度に加入しています。

(「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」に定める「配合飼料価格安定基金」が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差てんに関する22年度の数量契約の写しを、この申告書に添付して下さい。) →①～④を記入

□ 2 私は、平成21年度及び22年度のいずれも、配合飼料価格安定制度に加入していません。→③、④を記入

□ 3 私は、今後、配合飼料の価格差補てんに関する平成22年度の数量契約の締結を行う意志があり、同契約書の写しを後日提出します。→①～④を記入

□ 4 私は、平成21年度の配合飼料価格安定制度に加入していましたが、別添の理由により、配合飼料の価格差補てんに関する平成22年度の数量契約を締結していません。

(自給飼料への転換等、平成22年度に配合飼料価格安定制度への加入を止めた理由を記述し、この申告書に添付してください。) →①～④を記入

①配合飼料価格安定基金の契約書名等 (申請者と同じ場合は、記入不要。)

(個人経営者の場合)

・住所：

・氏名： 印

(法人経営者の場合)

・所在地：

・法人名： 印

・代表者名： 印

注：配合飼料価格安定基金における契約書上の氏名、住所等を記入してください。

②配合飼料価格安定基金の加入状況 (該当欄に○を記入して下さい。)

[平成21年度] [平成22年度]

(社)全国配合飼料供給安定基金

(全農基金)

(社)全国畜産配合飼料供給安定基金

(畜産基金)

(社)全日本配合飼料価格・畜産安定基金
(商系基金)

③経営類型 (該当欄に○を記入して下さい。)

酪農経営	肉用牛経営			養豚経営	採卵鶏	肉用鶏	その他
	繁殖	育成	肥育				

④配合飼料の購入先

(記入例：○△農業協同組合、○△飼料販売代理店、○△飼料株式会社等)

農業協同組合	支所
飼料販売代理店	支店
飼料株式会社	支店

その他：

別紙様式第 5 号

令和 年度家畜飼料特別支援資金融通事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

令和 年度において家畜飼料特別支援資金融通事業を下記のとおり実施したいので、畜産特別支援資金融通事業実施要綱別添 3 の第 7 の 1 の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
別紙「家畜飼料特別支援資金融通事業実施計画」のとおり
- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区 分	事業費	負担区分		備考
		機 構 補助金	その他	
1 利子補給事業				
2 債務保証事業				
3 調査・指導事業				
合計				

- 4 事業実施期間
- 5 添付書類
 - (1) 定款
 - (2) 最近時点の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書

別紙

家畜飼料特別支援資金融通事業実施計画

1 利子補給事業 (単位：円)

内容	時期・回数	事業費	算出根拠
小計			

2 債務保証事業 (単位：円)

内容	時期・回数	事業費	算出根拠
小計			

3 調査・指導 (単位：円)

内容	時期・回数	事業費	算出根拠
小計			

別紙様式第6号

令和 年度家畜飼料特別支援資金融通事業補助金交付変更
承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住 所

団 体 名

代表者氏名

印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定のあった家畜飼料特別支援資金融通事業の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、畜産特別支援資金融通事業実施要綱別添3の第7の2の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 事業の内容

別紙「家畜飼料特別支援資金融通事業実施計画」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(注) 2及び3については、別紙様式第5号に準じ、変更部分が容易に対照できるよう変更前を()書で上段に、変更後をその下段に記載すること。

別紙様式第7号

令和 年度家畜飼料特別支援資金融通事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定のあった家畜飼料特別支援資金融通事業について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく、畜産特別支援資金融通事業実施要綱別添3の第7の3の規定に基づき請求します。

(また、同要綱別添3の第7の4の規定に基づき、令和 年12月31日現在における遂行状況を下記のとおり報告します。)

記

1 概算払請求額

区 分	交付決定		事業費遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既概算払 受領額 ④	今回概 算払請 求額 ⑤	令和 年月 日迄 予定 出来 高 (④+ ⑤/ ②)	残額 ② -④ -⑤
	事業費 ①	機構 補助金 ②	事業費 ③	機構 補助金	事業費 出来高 ③/①				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
合計									

(注) 1 それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の概算必要額の積算根拠、月別の支出実績及び支出計画を添付すること。

2 事業遂行状況の欄には、概算払時点での遂行状況を記載すること。ただし、同要綱第6の4のただし書きにより概算払請求書の提出をもって遂行状況報告に代える場合は、12月31日現在の事業遂行状況を記載すること。

2 振込先金融機関名等

金融機関名

預金種類

口座番号

口座名義

別紙様式第 8 号

令和 年度家畜飼料特別支援資金融通事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった家畜飼料特別支援資金融通事業について、畜産特別支援資金融通事業実施要綱別添 3 の第 7 の 4 の規定に基づき遂行状況を下記のとおり報告します。

記

区 分	事業費 ①	事業の遂行状況				備考
		12月31日までに完了したものの		1月1日以降に実施するもの		
		事業費 ②	出来高比率 ②/①	事業費	事業完了 予定年月 日	
	円	円	%	円		
合 計						

(注) それぞれの事業項目ごとに記載すること。

別紙様式第9号

令和 年度家畜飼料特別支援資金融通事業実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定の
あった家畜飼料特別支援資金融通事業について、下記のとおり実施したので、
畜産特別支援資金融通事業実施要綱別添3の第8の1の(2)の規定に基づき
その実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和 年度家畜飼料特別支援資金融通事業実績書」のとおり

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

5 事業開始及び完了年月日

令和 年 月 日～令和 年 月 日

6 振込先金融機関名等

金融機関名

預金種類

口座番号

口座名義

(注) 1～3については、別紙様式第6号に準じて作成すること。

別紙様式第10号

令和 年度家畜飼料特別支援資金融通事業に係る仕入れに係る
消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で交付決定のあった家畜飼料特別支援資金融通事業補助金について、畜産特別支援資金融通事業実施要綱別添3の第8の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。(返還がある場合、記載すること。))

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和3法律179号）
第15条の補助金の額の確定額（令和 年 月 日 農畜機第 号による補助金額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し

- ・ 3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・ 消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・ 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・ 消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料